**『ふるさと納税ワンストップ特例制度』について**

**お読み下さい**

「ふるさと納税ワンストップ特例制度」とは、 ふるさと納税をされた方が、ふるさと納税の寄附金控除を受ける目的以外で確定申告や住民税申告を行う必要がない給与所得者や年金所得者の方などである場合に、税務申告手続を簡素化する特例制度です。

寄附をされる際にワンストップ特例の申請をされると、寄附先の自治体から、その方の住所地の市町村に通知を行い、翌年度の住民税でふるさと納税に係る寄附金控除を受けることができます。

確定申告をされる場合、所得税と個人住民税から軽減を受けることになりますが、ワンストップ特例の場合は、所得税の軽減相当額を含め、住民税からまとめて軽減を受けることになります。

**■ワンストップ特例の対象者は？**

ワンストップ特例の対象となる方は、次の条件を満たす方に限られます。

①地方税法附則第７条第１項（第８項）に規定する申告特例対象寄附者であること

→ふるさと納税の寄附金控除を受ける目的以外で所得税や住民税の申告を行う必要がない方が対象です。

※確定申告を行わなければならない自営業者等の方や、給与所得者や年金所得者の方でも医療費控除等で確定申告を行う方などは対象となりません。

②地方税法附則第７条第２項（第９項）に規定する要件に該当する者であること

→ワンストップ特例申請で寄附をする市町村数が、年間で５以下であると見込まれる方が対象です。

**☆ご注意いただきたいこと☆**

・ ワンストップ特例の申請をされた方が、医療費控除等の控除の追加や所得の申告などにより確定申告や住民税申告を行った場合や、５ヶ所を超える市町村に申請を行った場合は、ワンストップ特例の申請は無効となりますので、確定申告などの際には、寄附金の申告も忘れないようにご注意ください。

**■手続きの方法は？**

希望される方は、**「申告特例申請書」の内容を確認し、必要事項（個人番号欄・チェック欄等）を必ずご記入・ご捺印、下記の必要書類を添付**の上、翌年１月１０日までに下記送付先まで送付してください。受理後に、受付書を送付いたします。

　マイナンバー制度の開始により平成２８年１月１日以降に行った寄附金に係る申告特例申請書の提出には、個人番号(マイナンバー)の記載が必要となり、番号確認と本人確認のための書類の添付が必要となりましたので、必ず添付をお願いいたします。

※郵便料金はお申込者様のご負担となりますのでご了承ください。

**○番号確認と本人確認のための添付書類**

**【個人番号カードを持っている方の場合】**

**⇒**　**個人番号と本人確認のために、個人番号カードの写し（表と裏）**

**【個人番号カードを持っていない方の場合】※以下の番号確認の添付書類と本人確認の添付書類**

**番号確認の添付書類**

・通知カードの写し又は住民票（マイナンバー付）の写し

**本人確認の添付書類**

**⇒**　　・写真表示があり、氏名、生年月日又は住所が記載されているもの

**※運転免許証の写し、パスポートの写しなど、いずれか１点**

　　　　　・上記の運転免許証等が無い場合は以下（氏名、生年月日又は住所が記載されているもの）

**※健康保険証の写し、年金手帳の写し、児童扶養手当証書の写しなど、いずれか２点**

なお、申請書提出後、**提出した申請書の内容（電話番号を除く。）に変更があった場合は、寄附された年の翌年１月１０日までに「申告特例申請事項変更届出書」**を提出してください。

【送付先・問い合わせ先】　〒３００－１３９２　茨城県稲敷郡河内町源清田１１８３番地

河内町役場 まちづくり推進課 ふるさと寄附担当宛

電話 ０２９７－８４－６９７６（ダイヤルイン）